# 洪水時の避難確保計画

ゆう保育園

2023年 1月 作成

## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### 2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

## 【施設の状況】

	人	数		
昼間•夜間		休日		
利用者	施設職員	利用者	施設職員	
昼間	昼間			
12名	13名	休日	休日 0名	
夜間	夜間	0名	0名	
0名	0名			

## 【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以 下の場所とする。 ※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

## 避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼 り付けて下さい。

施設所在地名		名古屋市南区港東通1-17		
┃ 避難場所 ┃ , , , , ,	名称	大生小学校		
	住所	名古屋市南区西又兵ヱ町3丁目76		

4. 防災体制 連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

<b>建設体制及び例及体制は、以下のとおりとする。</b>						
【防災体制確立の判断時期及び役割分担】						
体制確立の判断時期			活動内容	対応要員		
以下のいずれかに該当する場合 名古屋市に大雨・洪水警報(レベル3相当) の発表 天白川氾濫注意情報(レベル2相当)	$\Box$	注意体制確立	洪水予報等の 情報収集	情報収集伝達 要員		
以下のいずれかに該当する場合     学区に高齢者等避難(レベル3)の発令     天白川氾濫警戒情報(レベル3相当)     山崎川避難判断水位到達情報(レベル3相当)		警戒体制確立	避難情報 情報収 使用す備 保護者 保護絡 同辺協力 の事 で 要誘導	情報収集伝達 要員 避難誘導要員 情報収集伝達 要員 情報収集伝達 要員 情報収集伝達 要員 避難誘導要員		
以下のいずれかに該当する場合  学区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令  名古屋市に大雨特別警報(レベル5相当)の発表  天白氾濫危険情報(レベル4相当)、天白川氾濫発生情報(レベル5相当)  山崎川氾濫危険情報(レベル4相当)		非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員		

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

## 5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

加焦する性却	加佳士法				
収集する情報	収集方法				
気象情報					
	ノンカーカット				
	インターネット				
	▶ 気象庁HP(http://www.jma.go.jp/)				
洪水予報	インターネット				
水位到達情報					
水位情報	▶ 名古屋市水防システム				
	(http://www.bousaikisyou.city.nagoya.jp/)				
	▽ 乍色 亡UDの洪 セヌ起の共ノし				
	➤ 気象庁HPの洪水予報のサイト				
	(http://www.jma.go.jp/jp/flood/)				
	▽毎毎月川の片巛柱却				
	▶ 愛知県川の防災情報				
	(https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)				
高齢者等避難	同報無線(防災スピーカー)				
避難指示	広報車等の広報等				
緊急安全確保	テレビ・ラジオ				
	電子メール(きずなネット防災情報)				
	SNS(フェイスブック、ツイッター)				
	名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール				
	インターネット				
	▶ 名古屋市サイト(http://www.city.nagoya.jp/)				
L	』 「日本中ノー」(incep-// www. orey, hagoya. Jp//				

- ※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、 斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立 状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

## 6. 避難誘導

## (1)避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

## (2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

## (3)避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段		
指定緊急避難場所	大生小学校	600m	徒歩		
指定緊急避難場所以 外の避難場所		ooom	1定少		
屋内安全確保 ( <mark>自施設</mark> )	避難不可 /2階建				

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

	備 蓄 品				
情報収集・伝達					
避難誘導	利用者名簿、携帯電話1台、懐中電灯1台、乾電池10個				
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、粉ミルク				
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おんぶひも2 個				
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオ ル10枚				

浸水を防ぐための対策	

## 8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

## ■防災に係る研修

毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。 毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

#### ■防災訓練

毎年11月に全従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## 避難訓練実施報告書

別紙2

(あて先)名古屋市長			令和	年	月	日
届出者(要配慮者利用施設の所有者・管理者)						!者)
	住 氏 宅 記	ı	)			
下記の通り、水防法領 に関する法律第71条						づくり
施設の名称						
施設の住所						
訓練実施日		令和	年 月	日		
訓練の災害想定	□ 洪水 □ 雨水 □ 津波	出水(内	]水氾濫)	□高	朝 □	土砂
訓練種類・内容 (該当する□にチェッ ク)	□ 図上訓練 □ 避難経路の確認 □ 垂直避難訓練 □ その他( (訓練内容を適時自	由記載)	□ 立退き □ 持ちb	会達訓練 き避難訓練 出し品の研	確認訓練	)
訓練参加者・参加人数	従業員(全員・一部) 施設利用者等(全員 その他訓練参加者:	• 一部)	名(うす 月者の家族			名)
確認事項	避難に要した人数 □避難先や避難経路 その他	· ·	避難に要し	た時間	時間	分
訓練によって確認された課題とその改善方法						
※受 付	欄		※経	過	欄	
 		₩, ω =π\ψ+	구 <b>나</b> 1 11 ~	*却件1~	od to co	

る。 備考 2 ※欄は記入しないこと。